

TM5(商標5庁)による商標の共通ステータス表示

Common status descriptors of trademark

特許庁 審査業務部商標課商標審査機械課企画調整室

大井手 正雄

1991年4月特許庁入庁
2017年4月より現職

1 はじめに

近年、経済のグローバル化が進み企業間の競争が国際的にも激しさを増す中で、高い価値を有する国際的なブランドの確立及び保護のため、商標権の活用がますます重要になってきている。企業の国際展開を支援するためには、世界各国で安定した商標権を速やかに取得でき、適切に保護されるような環境を整えることが不可欠である。

そのような状況を踏まえ、商標分野においては、2001年(平成13年)以来、日本国特許庁(以下「JPO」という。)、米国特許商標庁(以下「USPTO」という。)、欧州連合知的財産庁(以下、「EUIPO」という。)の三庁における協力(以下「商標三極」という。)を推進してきたところ、2011年(同23年)12月には、商標三極に、韓国特許庁(以下「KIPO」という。)及び中国国家工商行政管理総局(以下「SAIC」という。)を加えた商標五庁(以下「TM5」という。)の新たな協力枠組みが創設され、一層の国際協力が推し進められている。

TM5では、毎年、年次会合及びフォローアップのための中間会合を開催しており、各庁の最近の施策や互いの審査運用等の情報交換を行っている。また、特に実務レベルで検討、対応を行っていくことが合意された取組については、プロジェクト化して協力を推進している。

そのプロジェクトの一つに、共通ステータス表示プロジェクトがある。

共通ステータス表示プロジェクトは、TM5各庁のそ

れぞれが、各庁のユーザー向けに提供を行っている商標情報において、商標案件の状態(例えば、出願中、登録、審判中や最終処分済み等)の表示を、一般のユーザーが理解しやすいように、共通化しようとするプロジェクトである。

そして、TM5で合意された共通ステータスの記述及びアイコンの表示を、JPOとしては、2017年(同29年)4月より、J-PlatPatにおいて提供を開始させることに至ったものである。

本稿では、共通ステータスの合意までの経緯や表示の意味について、簡単に紹介する。

なお、本稿中の見解等は、筆者の個人的なものであり、組織の見解等を表すものではない点ご了承頂きたい。

2 これまでの経緯

TM5会合における共通ステータスのプロジェクトについては、2009年(平成21年)の第8回商標三極会合において、USPTOよりステータスコードの導入について提案がなされた。

そして、本プロジェクトのリーダー庁をUSPTOとして、議論が開始された。

2011年(同23年)には、SAIC及びKIPOも加えたTM5としての議論が開始された。

2014年(同26年)第3回TM5会合において、共通ステータスの記述について合意された。

2016年(同28年)3月に、JPOは、共通ステータスの記述について、J-PlatPatにおいて、表示を開

始し、同年には、共通ステータスのアイコンについても合意された。

2017年（同29年）4月に、JPOは、共通ステータスの記述及びアイコンについて、J-PlatPatにおいて、表示を開始した。

3 TM5における「共通ステータス表示プロジェクト」の議論

本プロジェクトは、TM5の各国で、それまで別々の用語や記述を用いて表現されていた商標案件の状態について、共通に受け入れられる記述及び表示を、検討及び実施するというものである。

そして、共通ステータス表示は、TM5の各国の制度や基準の差異及び言語の壁を越えて、案件の状態を容易に理解できるようにするものであり、異なった官庁に商標登録を行うときの事前調査を行うときなどに、使用され得るものであり、商標制度のユーザーにとって、有意義なものになる。

上記のような理念のもと、共通ステータス表示の提案は合意され、議論が行われた。

そして、主に、表示、実施及びガイドラインの3点から、議論が行われた。

表示については、当初、案件状態について、階層のない時系列のみの表示であったが、各庁のさまざまな事情に合わせてるように、汎用性を持たせられる表示として、JPOから、レベル0からレベル2までの、3つの階層にして表示させる提案を行い、それが支持され、採用された（図1）。

また、商標案件の状態は、細かく表そうとすると、何十種類にもなるところ、種類が多くなると、容易に案件の状態を見分けることができなくなることや、導入する際の敷居が高くなることから、極力、種類が多くならないよう配慮された。

実施については、ウェブサイトにおける表示のほか、公報への掲載をも考えられたが、各庁の制度やシステム開発等の事情にあわせられるようになった。日本においては、J-PlatPatにおいて表示することになった。

ガイドラインについては、実際に適用し実施されるとなると、表示の色やフォントなどのガイドラインが必要になるためそれらをどうするか議論が行われた。

階 層			
0	1	2	
係属／存続	出願	審査待ち	
		審査中	
		拒絶査定不服審判中	
	出願 または 登録	異議申立のための公告	異議申立中
			登録
			取消／無効審判中
終了／消滅	出願	拒絶／却下又は無効	
		取下／放棄	
	登録	取消／無効	
		権利放棄	
		権利満了	
その他			

図1 階層図

4 共通ステータスの定義

それぞれのステータスの記述について、説明する。

まず、図1のとおり、第0階層により、「継続／存続」(LIVE)、「終了／消滅」(DEAD)の状態に区別し、第1階層として、「出願」又は「登録」の状態に区別し、第2階層により、具体的な状態の記述となっている。また、想定外のケース等が生じることも考えられるとして、「その他」(OTHER)が存在する。

次に、それぞれの記述の定義を紹介する。



「係属-出願-拒絶査定不服審判中」

拒絶査定不服審判により商標出願の拒絶査定に対する訴えが現在係属中である。



「係属-出願-審査待ち」

商標出願が官庁に受け付けられており、審査官に割り振られていない。



「係属-出願-異議申立のための公告」

係属中の商標出願が官庁により審査され、公衆に登録の異議を申し立てる機会を提供するため公告中である。



「係属-出願-審査中」

商標出願が官庁に受け付けられており、審査官に割り振られている。



「係属-出願-異議申立中」

係属中の商標出願が官庁により審査され、異議申立てのために公告され、その時点で、1以上の異議の申立てが提出されているが、まだ決定されていない。



「存続-登録-異議申立のための公告」

商標出願が官庁に登録され、公衆が登録に異議を申し立てられるよう公告中である。



「存続-登録-取消／無効審判中」

この商標出願は官庁に登録されているが、現在、登録の取り消しになる可能性のある申立てを受けている。



「存続-登録-異議申立中」

登録商標が異議申立てのために公告がなされ、その時点で、1以上の異議の申立てが提出されているが、まだ決定されていない。



「終了-出願-拒絶／却下又は無効」

この商標出願は官庁により、拒絶、却下又は無効となり、もはやアクティブではない。



「存続-登録-継続」

商標出願が官庁に登録されている。



「終了-出願-取下／放棄」

出願人が出願を取り下げ（例：放棄）、もはやアクティブではない。



「消滅-登録-取消/無効」

商標出願は登録されたが、その後、取消し又は無効となった。



「その他」

ステータスが不明確、未知、又は上記に認定されたものの以外のもの。

なお、上記定義の日本語は、平成 29 年 7 月 7 日付けの特許庁 HP 上の記事を参照した。



「消滅-登録-権利放棄」

商標出願は登録されたが、その後、権利者により自発的に権利が放棄された。



「消滅-登録-権利満了」

商標出願は登録されたが、その後、権利が正常に維持されなかったため登録が取り消された。

5 おわりに

本稿では、TM5 の枠組みにおける「共通ステータス表示」プロジェクトについて、紹介した。

本プロジェクトは、本年 4 月に J-PlatPat に記述及びアイコン表示を開始したことで一つの区切りを迎えたところ、今後もユーザーの皆様からのご意見を参考にしつつ、より明瞭かつ利便性の高いものにしていければと考えている。ぜひ本サービスをご利用いただき、お気づきの点をお知らせいただければ幸いです。

さらに、共通ステータスの記述及びアイコン表示を、TM5 の官庁以外にも採用する官庁が広がるように、本プロジェクトに協力し、他国の官庁とも連携を図り、将来的に更にユーザーの皆様喜んで頂けるように、努めていく所存である。

末筆ながら、この共通ステータス表示の実現にあたっては、多くの方々にご協力をいただいたところであり、この場をお借りして、お礼申し上げます。